

令和8年6月10日開催

付議事件

1 第42号議案 東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

○奈良崎久和委員長 付議事件1、第42号議案 東京都市公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

本件について、担当者から説明を求めます。よろしく申し上げます。

○長嶋 聡職員課長補佐 ただいま議題となりました、第42号議案 東京都市公平委員会共同設置規約の変更につきまして、御説明申し上げます。

本案は、職員の勤務条件に関する措置要求についての審査や、職員に対する不利益処分についての不服申立てに関する事務等を処理するため、本市を含む13市と10の一部事務組合で共同設置しております東京都市公平委員会の共同設置規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第252条の7第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、令和8年4月1日付で、東京都六市競艇事業組合が東京都六市ボートレース事業組合に、東京都四市競艇事業組合が東京都四市ボートレース事業組合に名称変更したことに伴い、規約別表中の当該団体の名称を改めるものでございます。

なお、この規約は、関係団体の議会の議決を経た後、東京都知事へ届出をし、令和8年4月1日から適用することになってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第42号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

2 第44号議案 府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

○奈良崎久和委員長 次に、付議事件2、第44号議案 府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から御説明をお願いします。どうぞ。

○北川清貴情報戦略課長補佐 ただいま議題となりました、第44号議案 府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、本市が個人番号を独自に利用する事務に、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務及び定期利用保育事業の保育料の助成に関する事務を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、これら二つの事務の申請に際して個人番号の利用を希望する方については、個人番号を用いた連携により、従来、提出をお願いしていた課税証明書な

どの書類の省略をすることで、市民と市職員、双方の負担を軽減するものでございます。

なお、個人番号を利用しない方については、従来どおり、必要となる書類を提出していただくことで、手続が可能でございます。

それでは、改正の内容につきまして、議案書に基づき、御説明申し上げます。恐れ入りますが、システムの2ページ、新旧対照表をお願いいたします。この条例の別表でございますが、本市が個人番号を独自に利用する事務及び当該事務において利用する情報を規定したものでございます。

初めに、番号15は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるものを追加するほか、当該事務において利用する情報として、(1)生活保護関係情報であって規則で定めるもの、(2)地方税関係情報であって規則で定めるもの、(3)住民票関係情報であって規則で定めるもの、(4)中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの、(5)住登外者宛名情報であって規則で定めるものを追加するものでございます。

次に、番号16は、定期利用保育事業の保育料の助成に関する事務であって規則で定めるものを追加するほか、当該事務において利用する情報として、(1)地方税関係情報であって規則で定めるもの、(2)住民票関係情報であって規則で定めるもの、(3)住登外者宛名情報であって規則で定めるものを追加するものでございます。

次に、番号17は、番号15及び16を追加することに伴い、既存の番号15を二つ繰り下げるものでございます。

最後に、システムの2ページから3ページにわたる付則でございますが、条例の施行日を定めたもので、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。大室委員。
- 大室はじめ委員 ありがとうございます。1点質問ですけれども、今回、新たに生活保護情報や税情報などを利用することになります。情報を取り扱う職員の皆さんの権限管理やアクセス記録の管理など、個人情報の保護及び情報漏えい防止のためにどのような対策を講じているのか、伺います。
- 奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。
- 北川清貴情報戦略課長補佐 個人番号を含む個人情報、いわゆる特定個人情報の管理方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの遵守に加え、府中市特定個人情報に係る安全管理措置基準に基づき、体系的に管理しております。
- また、両事務とも対象人数が1,000名未満であり、特定個人情報保護評価の実施の義務は義務づけられてございませんが、事前に個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測して、情報の漏えいや事故等の起こり得るリスクを分析し、リスク軽減のための適切な措置を講じるため、特定個人情報保護評価を実施済みであり、評価書は市のホームページで公表いたします。
- また、操作のログについては、ログを記録しておりますので、ログの管理や定期的な確認を行ってございます。
- また、研修についても、特定個人情報を取り扱う事務を扱う職員については、定期的に研修を行い、個人情報の重要性についての確認を行ってございます。
- 以上でございます。
- 奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。
- 大室はじめ委員 ありがとうございます。今回の取組は、単なる事務の効率化にとどまらず、支援を必要とする子供や子育て世帯への必要なサービスを確実に届ける仕組みとして活用されることを期待しております。

また、個人情報の適正管理と情報セキュリティの対策の徹底に努めることを要望いたします。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 御説明をありがとうございます。今回、マイナンバーの独自利用事務ということなんですけれども、これまでに、条例、今、新旧対照表で見ますと、番号省略で14までがあって、その後、省略で17となっていますけれども、事務の数について確認をさせていただきたいと思います。

追加される二つのほかに、あと何件、独自利用事務をされているのかというところで、数をお聞かせいただきたいのと、先ほどありましたけれども、今回追加される2件の事務においては、対象者数をそれぞれお聞かせください。

現状のマイナンバーカードの取得状況について、状況が分かれば、お知らせいただければと思います。

以上です。

○奈良崎久和委員長 3点、御答弁願います。どうぞ。

○北川清貴情報戦略課長補佐 まず、1件目の独自利用事務の数でございますが、現状ですと、15件でございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○向山昇剛障害者福祉課長 続きまして、対象者数でございますけれども、小児慢性特定疾病児童の対象者につきましては、328人を対象としてございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○畠山太一保育支援課長補佐 続きまして、定期利用保育事業の対象の関係でございますが、こちらは助成金の対象となる人数でございますが、令和7年度の実績で申し上げますと、63名となっております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○北川清貴情報戦略課長補佐 最後に、3件目のマイナンバーカードの交付状況でございますが、令和8年2月末時点で、本市の交付率は81.6%でございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。ありがとうございます。質問は今のもので、再質問はないんですけれども、意見のほうを言わせていただいてもよろしいでしょうか。

○奈良崎久和委員長 もちろん、どうぞ。

○竹内祐子委員 今回、府中市が独自で、自治体として条例で定めて、マイナンバーを利用する事務ということで、これまでは15件あったものが2件追加されるということで、分かりました。

これまで私たち日本共産党としては、個人情報の漏えいであったり、プライバシー侵害のリスク拡大につながるとして、マイナンバー、個人情報、個人番号についてのひもづけ拡大については、反対をしてきたというところがございます。

自治体を持つ様々な住民情報ですので、非常に、福祉であったり医療、子育て、様々な、先ほどもありましたけれども、こうした機微な情報が入っておりますので、万が一漏えいした際に、考えますと、情報量であったり、被害については甚大になると懸念しております。

そういったリスクについてのこれまでの日本共産党としての考え方としては、今回の条例改正には反対をさせていただきたいと思います。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。どうぞ。

- 北川清貴情報戦略課長補佐 先ほどの大室委員の御質問の中で1件、答弁漏れがございました。申し訳ございません。
- 権限のことですが、マイナンバーを利用する職員のみが操作できることになってございます。また、参照できる情報についても、当該事務で使う情報のみが見られることになっている権限設定になってございます。
- 以上でございます。
- 奈良崎久和委員長 大室委員、よろしいですか。
- 大室はじめ委員 はい。
- 奈良崎久和委員長 ほかにございますか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 奈良崎久和委員長 それでは、御発言がないようですので、これより採決をいたします。御異議がありますので、挙手により採決いたします。本案について、賛成の方の挙手を求めます。
- 〔賛成者挙手〕
- 奈良崎久和委員長 挙手多数であります。よって、第44号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

### 3 第45号議案 府中市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び府中市モーターボート競走条例の一部を改正する条例

- 奈良崎久和委員長 次に、付議事件3、第45号議案 府中市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び府中市モーターボート競走条例の一部を改正する条例を議題といたします。
- 本案について、担当者から御説明をお願いします。どうぞ。
- 高橋 翔法制文書課長補佐 ただいま議題となりました、第45号議案 府中市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び府中市モーターボート競走条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。
- 本案は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。
- 改正内容につきましては、議案書に基づき御説明をいたしますので、恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。第1条は、府中市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正でございます。
- 本条例第1条の趣旨規定については、引用している地方自治法第243条の2の7及び第243条の2の8について、同法の一部改正により、それぞれ第243条の2の8及び第243条の2の9に繰り下げられることから、これに対応した改正を行うものでございます。
- 続いて、第3条の規定につきましても、第1条と同様に、地方自治法の一部改正に対応するほか、引用している地方自治法施行令第173条の4について、同施行令の一部改正により、第173条の5に繰り下げられることから、これに対応した改正を行うものでございます。
- なお、これらの改正による内容の変更はございません。
- 3ページをお願いいたします。第2条は、府中市モーターボート競走条例の一部改正でございます。
- 本条例第13条の職員の賠償責任の免除については、先ほどの条例と同様に、地方自治法の一部改正により、同法第243条の2の8が第243条の2の9に繰り下げられることに対応した改正を行うものでございます。
- なお、こちらの改正についても、内容の変更はございません。
- 最後に付則でございますが、この条例は、令和8年9月24日から施行することを定め

ております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

- 奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 奈良崎久和委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第45号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

#### 4 第53号議案 防災行政無線固定系整備工事請負契約の変更について

- 奈良崎久和委員長 次に、付議事件4、第53号議案 防災行政無線固定系整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、担当者から御説明をお願いします。どうぞ。

- 上野紘美契約課長補佐 ただいま議題となりました、第53号議案 防災行政無線固定系整備工事請負契約の変更につきまして、御説明申し上げます。

本案は、令和3年第3回定例会において議決をいただき、現在、工事を施行しております契約の一部を変更するものでございます。

システム2ページの議案書を御覧ください。変更する内容につきましては、契約金額について、3億3,471万2,469円を348万7,000円増額し、3億3,819万9,469円に変更するものでございます。

契約金額を変更する主な理由につきましては、全国瞬時警報システム機器について、当初は既存機器の移設を予定しておりましたが、国から、新型機器の整備を求める通知があったことを受け、新型機器を導入することとしたため、工事内容に変更が生じたことから、契約金額を変更するものでございます。

なお、令和8年5月28日付で、現在の契約の相手方であります株式会社東芝と、契約変更に係る仮契約を締結しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。大室委員。

- 大室はじめ委員 説明をありがとうございました。1点目の質問なんですけれども、今回の契約更新は、国から、J-ALERT機器の新型機器へ更新通知があったことによるものということですが、更新しなかった場合にはどのような支障やリスクがあったのでしょうか。

また、新型機器へ更新によって、どのような機能向上や信頼性の向上が図られるのか伺います。お願いします。

- 奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

- 本間雄士危機対策担当副主幹 まず1点目の、今回更新しなかった場合の不都合等でございますけれども、契約更新の内容は、防災気象情報の体系の整理を踏まえた運用の変更があるということで、まず、そちらに対応する必要があるということ、また、今後の更新で、地域単位に細分化した情報発信が可能となるなど、詳細な情報にアップデートされるといったところの機能の変更になります。

更新しなかった場合は、直ちにこれらの更新の内容が反映されないということではないんですが、今後、それらの内容の一部が情報として下りてこなくなる可能性があるかと

いうこと、また、旧来の現状の機器につきましてのアップデートが、サポートが令和8年度で終了することから、今年度中に更新しないと令和9年度以降、対応が難しくなるといった理由がございます。

2点目の、答弁が前後してしまうんですけれども、更新したことによる今後の利点は、先ほど申し上げました、新たな防災気象情報ですとか地域の細分化情報が受けられるようになるといったところになります。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 御説明をありがとうございます。もう1点、質問なんですけれども、今回の契約変更による工期への影響はないのか、また、将来的な保守運用費用を含めた財政負担への影響について伺わせてください。お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○本間雄士危機対策担当副主幹 工期の影響につきましてですが、こちらはもともとの契約の中で、「はなれ」の移転に向けての工事という形で考えておりましたので、滞りなく進めていく予定でございます。

また、今後の維持管理につきましては、従来の保守と基本的には対応は変わりませんので、大きな金額の変更等はないと見込んでおります。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 御答弁をありがとうございます。以下、要望になりますけれども、J-ALERTが、大規模災害や国民保護情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するための重要な基盤だと思っております。

今回の機器の更新に当たっては、工期やコスト管理を適切に行うとともに、市民の安全・安心の向上につながるよう、安定した運用体制の確保を努めていただきたいと思っております。

また、防災行政無線だけに頼るのではなくて、防災アプリやメール配信などを含めた情報伝達の多重化を進めていただき、災害時に確実に情報が届く体制の強化を要望いたします。

以上です。

○奈良崎久和委員長 要望で。ほかにもございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。今回、国からの通知による更新ということなんですけれども、必要な財政措置であったりとか、国からの支援というものは見込めるのかどうかというところを確認させてください。お願いします。

○奈良崎久和委員長 1点、答弁願います。どうぞ。

○本間雄士危機対策担当副主幹 今回の経費に対する財政的な措置でございますが、地方債で、緊急防災・減災事業債といったものが充てられることになっておりまして、ただ、こちらは普通交付税として交付されますので、普通交付税不交付団体である本市につきましては対象外という形になります。

ですので、本市といたしましては、一般財源のほうで対応していくという形になります。

以上です。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。本市が不交付団体のために一般財源で対応しなければいけないということなんですけれども、今後もこういったような国の通知によるもので、財政に対しては支援を、配慮してもらうように要望していただければと思います。

以上です。

○奈良崎久和委員長 要望ですね。ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 奈良崎久和委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。  
お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第53号議案は、可決すべきものと決定いたしました。

---

5 陳情第5号 「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書提出に関する陳情

- 奈良崎久和委員長 次に、付議事件5、陳情第5号 「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。  
陳情の朗読をお願いいたします。どうぞ。
- 篠塚誠二議事課長 それでは、陳情文書表の7ページを御覧ください。  
陳情人住所氏名は、東京都八王子市館町1821-122、一般社団法人共存共栄クラブ代表、伊藤豪さん、件名は、「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書提出に関する陳情。  
趣旨及び理由。  
平成21年から、「司法修習生採用選考審査基準」に、国籍条項が無くなりました。つまり、現在は、中国籍、韓国籍、アメリカ合衆国籍等、外国籍の人でも、司法修習生になれるということであり、日本の弁護士になれるということです。私は、これは、とても危険なことだと考えています。  
政府統計によると、2024年に日本に在留していた中国人は88万5,743人、韓国人は40万9,238人、北朝鮮人は2万3,206人でしたが、それらの国では反日教育が行われているので、日本人に対して、憎しみを持っている人が一定数いると考えられます。そのような人が、日本の弁護士になったら、その立場を利用して、日本人に不利益になる対応をする可能性が十分にあります。特に中国には、「国防動員法」「国家情報法」があるので、大変危険です。「国防動員法」は、18歳から60歳までの男性と18歳から55歳までの女性に、国防勤務と平時の国防動員準備業務を義務づける法律であり、「国家情報法」は、国家が行う情報工作活動に協力することを義務づけるものです。そして、これらはいずれも、日本在住の中国人にも適用されます。  
「国防動員法」「国家情報法」に関係していると断定はできませんが、実際、以下の事件が起きています。  
2019年2月、中国籍の社員が、不正な利益を得る目的で会社のサーバーにアクセスし、自動車製造に使用される設計図などの営業秘密の情報を複製したとして検挙された。  
2021年4月、宇宙航空研究開発機構（JAXA）など200に上る組織が、大規模なサイバー攻撃を受けた事件において、サイバー攻撃に使用された国内のレンタルサーバーを偽名で契約・使用した疑いで、警視庁が2人の中国人を、私電磁的記録不正作出・同供用容疑で書類送検した。  
2023年4月、国内の電子機器メーカーに勤務していた技術者の中国人男性が、スマート農業の情報を不正に持ち出し、中国にある企業の知人2人に渡したとして、警察当局が捜査している。男性は中国共産党員であり、中国人民解放軍との接点もあったことが判明している。  
2023年6月、産業技術総合研究所で、中国籍の主任研究員が、研究成果を中国企業に漏えいしたとされ逮捕された。  
2023年11月、東京都のパスポートセンターで窓口業務を担当していた委託業者の中国籍の職員が、申請者など1,900人以上の個人情報を不正に持ち出したことが発覚した。また、米連邦捜査局（FBI）は、「中国当局が中国人留学生に対し、技術情報窃取のタ

ターゲットを物色させている」と報告しています。

ドイツ政府は、「中国の国費でドイツに留学する学生が、留学先の大学や研究機関でスパイ行為を働く危険がある」と懸念を表明、大学に警戒を促しています。また、2022年に、米連邦捜査局（FBI）と英防諜機関MI5の合同記者会見の場で、MI5のケン・マッカラム長官が「中国共産党は、ビジネスマンや研究者、留学生など多様なチャネルを通じて情報を集める」と指摘しています。

米国シンクタンクの「2000年から2023年までの中国による諜報活動に関する報告書」によれば、2000年以降の米国に対する中国のスパイ活動（技術窃取やハッキングなどを含む）の報告例224件のうち、41%に中国の民間人が関与していると報告しています。また、現在は、イランとイスラエル・アメリカ等の戦争、ロシアとNATOの戦争、アメリカのベネズエラへの攻撃があり、台湾有事が起こる可能性もあります。戦争は、それが起こる前に、自国に有利に働くように様々な工作が行われますが、その一環として、重要人物の拘束・殺害、重要情報や技術の収集等々が行われます。つまり、外国籍の人が弁護士になったら、その立場を利用して、そのような活動をする可能性が十分にあるのです。

これらのことから、私は、外国籍の人が司法修習生になるのは、国家安全保障に関わる重大な問題だと考えています。

このようなことから、ぜひとも、「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書を提出していただきたいです。

要望事項。

「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書を提出していただきたいです。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 朗読を終わりました。陳情者の方がいらっしゃらないようでございますので、これより質疑・意見を求めたいと思います。大室委員。

○大室はじめ委員 ありがとうございます。陳情第5号に対して、会派を代表して、不採択の立場から意見を述べさせていただきます。

国際情勢が緊迫する中、情報保全やサイバーセキュリティの強化を求める陳情人の危機意識自体は理解いたします。しかし、本陳情には事実誤認がございます。陳情は、平成21年から外国人が弁護士になれるようになったとされていますが、実際には、昭和52年から半世紀近く、最高裁の厳格な審査の下で、外国籍の弁護士収入は安定的に運用されてきました。平成21年には、記載の整理にすぎず、採用基準が変わったわけではありません。不正確な事実認識に基づく意見書を国に提出することは、府中市議会としては不適切です。

また、公権力を行使する裁判官や検察官の任用には、当然の法理に基づき、現在も日本国籍が必要とされており、国家の根幹は守られています。さらに、陳情人が懸念するスパイ行為や情報漏えいのリスクに対しては、政府・与党が本年施行した重要経済安保情報保護活用法、いわゆるセキュリティ・クリアランス制度やサイバー対処能力強化法など、より実効的な国家統制によって、既に対策を推進しています。

以上のとおり、事実誤認に基づいている点及び安全保障上の課題には国が法整備で適切に対応している点を鑑み、本陳情は不採択とさせていただきます。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにごありますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 私も、陳情第5号に対しての不採択の意見として、述べさせていただきます。

司法修習生の選考における国籍条項は、2009年11月に最高裁判所によって正式に撤廃をされております。撤廃までには、多くの弁護士や弁護士会などにおいて、基本的人権を守る立場から、長年にわたり、外国人の法曹資格に関する制限の撤廃、国籍条項の撤

廃を求めてきた歴史があると認識しております。

国籍条項の撤廃により、日本の司法試験に合格した外国籍の方は、日本国籍を取得しなくとも司法修習生として採用され、弁護士になる道が開かれています。ですが、試験の合格後に、裁判官や検察官といった公権力の行使を伴う国家公務員になるためには、依然として、日本国籍が必要とされております。また、裁判員、調停委員、司法委員についても日本国籍が必要とされている現状があります。

当たり前のことですが、日本国内にいる外国人は、国籍にかかわらず日本の法令を遵守する義務があり、違反した場合、日本の刑事手続や強制退去などの法的措置の対象となります。

一方で、外国人にも日本国民と同様に、基本的人権が保障されており、在留資格等を持つ外国籍の方においても、憲法14条の法の下での平等、憲法22条、職業選択の自由が保障されるものとなっています。

陳情は、これらの基本的人権、憲法14条、憲法22条を著しく侵害する内容であることから、不採択を主張いたします。

以上です。

○奈良崎久和委員長 「不」でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 分かりました。それでは、ほかに御発言がないようですので、これより採決をいたします。

採決に御異議がありますので、挙手により採決をいたします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○奈良崎久和委員長 挙手なしであります。よって、陳情第5号は不採択にすべきものと決定いたしました。